

相続税法 1 級実施について

令和 3 年度から相続税法 1 級を実施いたします。

同 1 級については、税理士試験受験者のための模擬試験として定着させていくため、第 1 回の試験日を 5 月の第 3 日曜日に実施します。

第 2 回は所得税法・法人税法・消費税法と同じ 10 月に実施します。

既存の所得税法・法人税法・消費税法各 1 級についても、会員校様に春の実施に向けてご理解いただけるよう周知を図り、5 月試験日への変更を目指し取り組んでまいります。

相続税法 1 級の標準開始時間は規則上 14 時 50 分となっているため、5 月の試験日だけ「9 時 00 分」の午前中に開始します。このための試験規則改正をおこないました。

9 時開始としたのは、採点を学校でしていただくことを考慮し、できるだけ早い開始時間を設定いたしました。学校から申請書の提出があれば開始時間の変更も可能です。

相続税法 1 級の試験日は、第 106 回と第 107 回の年 2 回の施行となります。

令和 3 年度の所得税法・法人税法・消費税法・相続税法の試験日

	5 月 (第 106 回)	10 月 (第 107 回)	2 月 (第 108 回)
所得税法	—	1 級・2 級・3 級	1 級・2 級・3 級
法人税法	—	1 級・2 級・3 級	1 級・2 級・3 級
消費税法	—	1 級・2 級・3 級	1 級・2 級・3 級
相続税法	1 級 9 : 00 開始	1 級・2 級・3 級	— 2 級・3 級

※10 月は 14 : 50 開始

令和 4 年度の試験日 (こちらは予定です)

	5 月 (第 109 回)	10 月 (第 110 回)	2 月 (第 111 回)
所得税法	1 級 9 : 00 開始	1 級・2 級・3 級	2 級・3 級
法人税法	1 級 10 : 50 開始	1 級・2 級・3 級	2 級・3 級
消費税法	1 級 13 : 00 開始	1 級・2 級・3 級	2 級・3 級
相続税法	1 級 14 : 30 開始	1 級・2 級・3 級	2 級・3 級

1 級については年 3 回 (5 月、10 月、翌年 2 月) の実施の是非についても検討してまいります。

公益社団法人 全国経理教育協会

TEL 03-3918-6133

FAX 03-3918-6196